

施設修繕随意契約結果表

令和7年4月～令和7年6月

契約分

さいたま市

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	保健衛生局 保健部 大宮聖苑管理事務所
件 名	さいたま市大宮聖苑令和7年度火葬炉設備修繕
履 行 場 所	さいたま市見沼区染谷2-350-1
契 約 締 結 日	令和7年6月2日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	㈱宮本工業所
契 約 金 額 (円)	67,100,000
随意契約によること とした理由	現在設置されている火葬炉は、メーカー独自の技術的ノウハウに基づき設計・施工され、多様な部材、設備等が一体となって機能している設備であり、その詳細な仕様や構造は一般に公表されていない。 メーカー以外の他社の施工では、メーカーによる一貫した性能保証や既存機器との互換性の保証は得られず、万が一にも必要性能が発揮されない場合には、ブロック本体の膨張による台車の挟まれや炉の破損による施設寿命の低下、台車の残臭気による施設運営へのマイナス影響、大気への有害物質の放出などが懸念され、施設の運営や稼働が停止となれば、代替困難な特殊施設であるため、市民生活に重大な支障を及ぼす恐れがある。 以上のことから、今回修繕を行う設備は既存設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、施設の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 西部環境センター
件 名	さいたま市西部環境センター定期整備修繕
履 行 場 所	さいたま市西区大字宝来52番地1
契 約 締 結 日	令和7年5月30日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	川崎重工業㈱
契 約 金 額 (円)	330,000,000
随意契約によること とした理由	当センターは、川崎重工業株式会社が設計・建設したごみ処理施設で、平成5年4月より稼動している。ごみ処理施設は多くの機器で構成されており、設計・建設したプラントメーカーの多くの特殊技術、独自製品（部品）、ノウハウ等が詰め込まれているため、性能を維持するためには、施設の構造や技術等に精通した業者の適切な維持管理が必要とされている。 当修繕は、消耗品の交換を含む分解整備が主となる修繕であり、劣化状態から適切な処置、余寿命診断等行い実施している。そのため、既存設備全体の構造や性能に精通し、これまでの実績から培った経験を発揮できる業者に請け負わせる必要がある。 また、既設の焼却炉をはじめボイラー等の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、設備の使用に著しい支障を生ずるおそれがある。 以上のことから、川崎重工業株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特命随意により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。